議案第５７号

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成１６年上越市条例第９５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中備考以外の部分を次のように改める。

別表第１（第１４条関係）

区分		単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	１人	８００円	・３歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		３５０円	
酵素風呂	中学生以上	１人	２，２００円	・浴場の利用料金を含む。
	小学生以下		１，１００円	
和室	２１畳の室	１室２時間まで	５，２４０円	
	１５畳の室		３，１５０円	
	１２畳以下の室		２，１００円	
ゲートボール場		１面２時間まで	１，５８０円	

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第１４条関係）

区分		単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	１２枚つづり	８，０００円	
	小学生以下		３，５００円	
酵素風呂	中学生以上	７枚つづり	１１，０００円	・酵素風呂の回数利用券による浴場の利用は、可能とする。
	小学生以下		５，５００円	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２の規定は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。